

新型コロナウイルスワクチン接種には接種券が必要です

問い合わせ先 新宮町コロナワクチン接種専用ダイヤル ☎710-8306
月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

【接種券の申請が必要な対象者】

◆乳幼児

6か月から4歳までの人(乳幼児用ワクチン)

◆基礎疾患・医療従事者など

5歳から64歳までの人で基礎疾患がある人や医療や介護に従事する人

【接種券申請方法】

新宮町コロナワクチン接種専用ダイヤルへ電話または、申請フォームにて申請をしてください。

※申請フォームについては町ホームページまたは、次のQRコードからアクセスしてください。



◀乳幼児の接種券申請はこちら



◀基礎疾患を有する人(5歳から64歳)の接種券申請はこちら



◀医療従事者、介護従事者(64歳まで)などの接種券申請はこちら

接種券の再発行が必要な人は新型コロナウイルスワクチン接種専用ダイヤルに問い合わせください。

○予約方法は接種券に同封しているお知らせ文書をご覧ください。

○詳細は新宮町ホームページで確認できます。

新型コロナウイルスワクチン総合案内▶



消費生活相談室だより

買い物や契約での消費トラブルはありませんか。相談無料の消費生活相談室をご利用ください。町外在住の相談員が対応します。

相談場所 役場2階 消費生活相談室

相談日時 毎週火曜日・金曜日(電話相談にて対応)

午前10時～午後1時・午後2時～4時 ※祝日は除く

相談専用番号 ☎410-2182(開設時のみ)

あやしい副業に注意

事例

一人暮らしを始めたが、就職して日が浅く収入が少ない。スマホでSNSの「1日10分で、誰でも簡単に月50万円稼げる」という広告を見つけ、無料通信アプリで友達申請をした。最初に1万円の登録料を支払い、経験者の動画を見た上で、詳細な説明を聞くために予約を取った。アプリの通話で「確実に稼げるまで責任をもってサポートする。サポート費用は50万円だが、すぐ取り戻せる」というのでクレジットカードで支払った。しかし届いた資料は、転売などの一般的な話で具体性がない。サポートもいい加減で、役に立たない。

アドバイス

- ①ネットには、誰でも簡単に高収入が得られるという広告が多数ありますが、誰でも簡単に高収入が得られるということはありません。
- ②華やかな成功体験ばかりを強調し、具体的なノウハウの説明がない広告は疑ってみることが必要です。
- ③無料通信アプリの通話や、オンライン会議などで勧誘された場合は電話勧誘販売に該当し、契約書が届いてから8日以内なら、クーリング・オフが可能です。

【相談窓口】

○消費者ホットライン「188(いやや!)」番

※188は最寄りの消費生活センターなどをご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238(直)